

広島県告示第六百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県呉市両城二丁目、同市両城二丁目、同市東川原石町及び同市三条二丁目地内	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東川原石町一（八〇四）	急傾斜地の崩壊	東川原石町一（八〇四） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目二三（八一）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目二三（八一） 急傾斜地の崩壊
三条二丁目一四（八〇五）	急傾斜地の崩壊	三条二丁目一四（八〇五） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目九（四四二）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目九（四四二） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目三（八〇八）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目三（八〇八） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目一一（八一〇）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目一一（八一〇） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目一六（四八八）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目一六（四八八） 急傾斜地の崩壊
両城二丁目一（四四八）	急傾斜地の崩壊	両城二丁目一（四四八） 急傾斜地の崩壊
両城川（一）	土石流	両城川（一） 土石流

各区域については、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担

当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。